

地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくする
ための機能統一化実施計画

平成 20 年 (2008 年) 10 月
練 馬 区

はじめに

区民館、地区区民館、地域集会所の3施設は、地域の身近な集会施設として、多くの皆さまにご利用をいただいております。区では、本年1月に策定した「練馬区中期実施計画」において、地域での活動が活発なまちをつくるために、地域集会所の整備を進めるとともに、区民館を地域集会所に位置づけ、より身近で使いやすい施設となるよう、これら集会3施設のあり方を検討することといたしました。

ついては、この集会3施設のあり方などについて区民の皆さまのご意見を伺うためアンケート調査を実施したところ、「施設利用にあたってわかりにくい点や、使いにくい点が多く、改善が必要である」とのご指摘を数多くいただきました。

これは、3施設がそれぞれの時代のニーズに応じて設置され、名称以外にも利用方法などが少しずつ異なるなど、相互に十分な整合が図られずに運営されてきたことが原因であると考えられます。そこで今回、集会3施設をこれまで以上にわかりやすく、使いやすく改善されることを目指し、見直しを行うことといたしました。

この「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画」は、本年7月にまとめた「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化基本方針」を基に、区内5箇所で開催した地域説明会でいただいたご意見や区民意見反映制度に基づく区民の皆さまのご意見、さらには施設を管理いただいている管理運営委員会（協議会）からのご意見、区議会のご意見などを踏まえ、とりまとめたものです。

区では今後、この「実施計画」を基に、地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための具体的な取り組みを進めてまいります。

区民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成20年(2008年)10月

練馬区長 志村 豊志郎

目 次

1 区民館、地区区民館、地域集会所が機能統一化を必要とする理由	1 ページ
(1) 地域にある集会3施設について、名称・利用要件などを整理し、区民に更によりわかりやすく、使いやすく改善していくことが求められています。	
(2) 施設をより多くの方にご利用いただけるよう、条件を整備していく必要があります。	
(3) 集会3施設の予約状況を希望者が簡便に照会できる仕組みを整備する必要があります。	
2 この「実施計画」と区の全体計画との関係は	3 ページ
(1) 区の全体計画との関係	
(2) 「基本方針」と「実施計画」の関係	
(3) 今後の手順	
3 地域集会施設機能の統一化の基本的な内容	4 ページ
(1) 地域集会施設を更によりわかりやすくするために	
ア 名称は施設の機能で分類し、整理します。	
イ 地域集会施設としての設置目的を統一します。	
ウ 受付のルールを統一します。	
(2) 地域集会施設を更により使いやすくするために	
ア 利用対象者を統一し、施設の有効利用を図ります。	
イ 団体登録の要件を統一します。	
ウ すべての集会3施設で通年での開館と施設スペースの効率的活用を目指します。	
エ 利用時間の単位を1時間単位にし、多く利用者が効率的に施設を利用できるようにしていきます。	
オ インターネットを利用した集会3施設の空き状況の公開をしていきます。	
カ 3施設間で異なった水準となっている施設使用料の統一に努めていきます。	
(3) 地域集会施設を更により発展させるために	
ア 地域の皆さんによる集会3施設の管理・運営の推進に努めていきます。	
イ 今回の見直し結果を踏まえ、今後の施設整備等を検討していきます。	
4 今後のスケジュール	9 ページ
(資料編 地域にある集会3施設の現状)	10 ページ
(1) 地域にある集会3施設の利用要件等一覧	
(2) 地域にある集会3施設の団体登録要件一覧	
(3) 利用者アンケート実施結果	
(4) 平成20年度区政モニターアンケート実施結果(抜粋)	
(5) 地域にある集会3施設の利用状況	
(6) 複数館へ登録している団体の状況	
(7) 区民館学習室の利用状況	
(8) 区民館、地区区民館の団体区分別予約状況	
(9) 「実施計画(案)」区民意見募集結果	
(10) 地域にある集会3施設と代替機能を果たす主な集会施設の配置図	

1 区民館、地区区民館、地域集会所が機能統一化を必要とする理由

(1) 地域にある集会3施設について、名称・利用要件などを整理し、区民に更によりわかりやすく、使いやすく改善していくことが求められています。

区民館、地区区民館、地域集会所（以下「集会3施設」という。）は、それぞれ同じように地域における区民の集会等に供する施設として設置され、地域での会合などに現在年間延137万人もの方々にご利用いただいています。一方これら3施設は、それぞれの時代ごとの必要に応じ設置されているため、同じような区民の集会・交流施設であるにもかかわらず、名称・貸出区分・受付方法・団体登録要件・休館日などが、少しずつ異なっています（資料11～12ページ参照）。

まず区民館は、「区民の福祉増進と文化の向上を図ること」を目的に、昭和40年代から50年代前半にかけて、出張所との併設で10館が整備されています。

次に地区区民館は、「地域住民の相互交流および自主的活動の推進と地域における児童および高齢者の福祉の増進を図ること」を目的に、昭和50年代前半から平成6年にかけて、集会機能、コミュニティ育成機能、児童館機能、敬老館機能を兼ねて行う複合機能施設として22館整備されています。

更に地域集会所は、「地域住民の相互交流と自主的活動の場を提供し、区民生活の向上に寄与すること」を目的に、昭和60年以降整備が進められ、地区区民館の地域的空白部分が補完されるよう、現在17館が整備されています。

このように、集会3施設は、設置目的による事業内容の違いがある他、区職員の配置の有無による管理・運営形態等にも違いがあり、利用方法や登録要件も統一されていません。そのため、施設利用者を対象として本年4～5月に実施した調査では、「複数の施設を利用したことのある方のうち約7割の方は利用方法の統一化が望ましいと考えている」という結果を生んでいます（資料13ページ参照）。

また、5月に実施した区政モニターアンケートでも、利用したことがある方の約7割が、何らかの不便を感じており、かつ、2ヶ所以上の施設を利用したことがある方の約7割が、名称や利用要件などの相違で不便を感じているという結果になっています。更に、同モニターアンケートの見直しが必要な点についての質問では、すべての項目で「見直しが必要」との回答が「不要」との回答を上回る結果になっています（資料14～15ページ参照）。こうしたことから、集会3施設は、区民の皆さまに更によりわかりやすく、使いやすい施設にするため、似通う名称や施設ごとの利用方法等を検討・整理することが求められているのです。

(2) 施設をより多くの方にご利用いただけるよう、条件を整備していく必要があります。

集会3施設は、地域のさまざまな課題に対して自主的・主体的に取り組んでいる地域住民の集会や、趣味・学習・生きがい活動などを行っている地域団体の活動の場として利用されています。

しかし、その集会3施設の利用状況については、施設ごとに差異はあるものの、午前・午後はおおむね5割～6割程度、夜間の利用は3割程度（資料16～17ページ参照）しかなく、まだまだ利用の余地を残しており、更に、集会3施設の利用者数は、平成19年度と同じ施設数や料金体系になった平成15年度と比較すると、区の人口は約2.6%増えているにもかかわらず、利用者数は約6.1%減っています（資料16ページ参照）。一方例えば地域集会所では、施設が空いていた場合でも隣接する地域の団体が地域外であるため利用できないとか、地区区民館や地域集会所の登録団体は他の種類の施設をほとんど利用していないなどの状況があります（資料18ページ参照）。このような他施設の利用を妨げる主な原因には、施設類型ごとの利用方法等の違いがあるものと考えられます。このことは本年4～5月に実施した調査において、複数の施設を利用したことのない方の内「現在の利用に満足」以外の方の多くが、「他の施設の場所や利用方法がわからない」、「他の施設の登録団体になれない」ことを理由に挙げていることにも表れています（資料13ページ参照）。

また、地域集会所や一部の地区区民館では、定期的な休館日を設けていることや、区民館学習室の利用率の低さ（資料19ページ参照）等も、施設の有効活用の面から課題となっています。

更に、区民館・地区区民館と地域集会所とでは、同じ会議室でも使用料も異なっている等の課題もあります。

以上のような状況を踏まえると、集会3施設をより多くの方にご利用いただくためには、地域の登録団体の優先的利用を確保する一方、利用要件や団体登録要件などを見直して利用しやすさを向上させ、さらに使用料の統一や休館日の廃止を進める等、必要な条件整備を進める必要があります。

(3) 集会3施設の予約状況を希望者が簡便に照会できる仕組みを整備する必要があります。

集会3施設は、主に地域の住民を利用の対象としているため、利用受付は施設窓口のみで行っています。また、予約は、施設類型ごとに定められた予約開始日以降に利用希望団体の代表者に来館していただき、受付する方法となっています（資料

11ページ参照)。この方式は、利用する団体が受付開始日に受付会場で一堂に会するため、公平・公正性が利用者に確認しやすいとともに、そこでの団体の交流や情報交換が進み、施設を中心としたコミュニティの形成の一助になるというメリットがあります。

しかし反面、予約手続きに時間を要したり、希望日の予約が取れなかった際、地区区民館以外の施設では他の施設の空き状況がわからず、代替施設を予約する等の対応が取れない等のデメリットも生んでいます。そのため、他の地域にある集会施設の予約状況が分かるしくみや、受付方法の簡素化を求める声が区に寄せられています。また、「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化基本方針（以下「基本方針」という。）（案）」や「同実施計画（以下「実施計画」という。）（案）」に対する区民意見でも同様の意見が多く寄せられており、改善を図る必要があります。

2 この「実施計画」と区の全体計画との関係は

(1) 区の全体計画との関係

区は、平成15年12月に、今後の区政経営の基本的方向を明らかにするため、「新行政改革プラン」を策定しました。この中で、効率的で質の高い行政経営を推進するための「区立施設の適正配置・再編方針の策定」を取り組み項目に掲げ、平成17年4月、「施設の適正配置・再編方針」を策定いたしました。

この「施設の適正配置・再編方針」で、集会3施設は、「出張所の適正配置・再編に伴い、地区区民館・地域集会所に加え、残る区民館を地域の集会施設として位置づけることを基本に、地域コミュニティ施設の拡充を図ります」、「地区区民館・地域集会所・区民館でそれぞれ異なる利用方法、名称などの変更・統一を検討します」と方向付けが行われました。

さらに、平成17年12月に策定した「練馬区新長期計画」の計画事業の一つとして位置づけられた「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」では、出張所に併設する区民館について「地域集会所に位置づけ、より使いやすい施設としていきます」と方向付けました。なお、これらの方針や計画は、いずれも区民の皆さまや区議会からいただいた意見を踏まえ、取りまとめたものです。

そして、現在も計画期間中の「練馬区中期実施計画（平成20年度～22年度）の「【1】地域集会所の整備」の項において、「区民館を地域集会所に位置づけ、より身近で使いやすい施設となるよう、区民館・地域集会所・地区区民館の3集会施設のあり方を検討する」ことを掲げています。

区では、以上のような経緯を踏まえ、本年7月、地域にある集会3施設の集会機能の見直しに向けた「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化基本方針」を策定いたしました。

(2) 「基本方針」と「実施計画」の関係

この「実施計画」は、先にまとめた「基本方針」を踏まえ、実施に向けた具体的な計画として策定したものです。

(3) 今後の手順

この「実施計画」策定後は、区議会に関係条例の改正を図り、平成21年度以降、具体的な事業として実施していきます。

3 地域集会施設機能の統一化の基本的な内容

(1) 地域集会施設を更にわかりやすくするために

ア 名称は施設の機能で分類し、整理します。

集会3施設の名称は、複合機能施設と集会機能施設の2類型で整理します。具体的には、複合機能施設の地区区民館は現在の「地区区民館」の名称を継続使用し、区民館と地域集会所は、集会機能施設として「区民館」を「地域集会所」に変更し、「地域集会所」として名称を統一します。

なお、同一町域内に区民館と地域集会所が設置されている地域については、「区民館」から「地域集会所」に変更することにより、個別名も含めた名称が同じになるため、個別名は、施設の地理的な要素を基本に、施設の場所がわかりやすい名称に変更していきます。

また、上記以外にも、個別名が紛らわしいものについては、変更を検討していきます。

イ 地域集会施設としての設置目的を統一します。

区民館と地域集会所は、「区民館」を「地域集会所」に名称を変更することから、区民館条例を廃止し、地域集会所条例に区民館を含める方向で改正を図っていきます。それとともに、地区区民館条例における地域集会施設部分の設置目的も、地域集会所条例と極力同じ内容となるよう、見直します。

ウ 受付のルールを統一します。

受付の際の申し込み件数や施設の現況を踏まえた範囲で統一を図ることを基本に、現在の区民館・地区区民館の団体区分別の予約状況（資料20ページ参照）を踏まえ、地域の登録団体の利用を優先し、かつ、受付事務の簡便化が

図れるような、受付の新たなルールを定めます。

なお、現行の区民館の受付についても、現在は地域の登録団体とその他の団体（以下「一般団体」という。）と差を設けず受付を開始していますが、その利用の8割以上が地域の登録団体であること（資料20ページ参照）、今回の見直し後、新たに17ヶ所の地域集会所を区内の一般団体が利用できるようなることを踏まえ、地域の登録団体を優先していきます。

具体的な受付のルールは、地域登録団体（団体の構成員が施設の住所要件を満たし、その施設を活動の拠点として定め、施設に登録した団体）は、その登録したひとつの施設（以下「本拠地」という。）を利用の3ヶ月前から月5回まで、優先予約できるものとします。ただし、受付開始日は、当面は3ヶ月前の応答日、または、3ヶ月前の初日からなどと、施設ごとに設定した日とします。

また、地域登録団体以外の団体や地域登録団体が本拠地以外の集会3施設を予約する場合、すべての集会3施設で2ヶ月前の第二業務日から一斉に受付を開始することで統一します。

なお、地域登録団体の受付開始日の統一については、直ちに実施するには施設ごとに様々な課題があります。例えば、全集会3施設の受付開始日を3ヶ月前の月の初日からとした場合、現在、3ヶ月前や2ヶ月前の応答日を受付開始日としている地区区民館・区民館の中には、登録団体の数が多いため、申し込みに来館されたすべての方にお集まりいただくスペースがない館があります。また、地区区民館は貸し出す部屋が多く、かつ、貸出しの単位も時間単位であるため、申し込み件数が多くなり、受付に何時間もかかり利用者への負担が増加することも懸念されます。一方、全集会3施設の受付開始日を3ヶ月前の応答日からとした場合、地域集会所では、予約管理が紙台帳であり、団体ごとの利用回数を管理するのが困難となったり、施設の維持管理や受付などを1人で行っている管理人の日々の事務に支障がでるなどの課題があります。

このようなことから、地域登録団体の受付開始日の統一については、更なる条件整備が必要であるため、今回の見直し後、「基本方針（案）」や「実施計画（案）」に対する区民意見で「月1回で1ヶ月分の予約がしたい」との意見が多く寄せられていることを踏まえて、全集会3施設で3ヶ月前の初日に1ヶ月分の予約受付ができるように予約管理システムを含めた条件整備を進めていきます。

更に、区民館・地区区民館の中で、地域登録団体があまり多くない施設については、運営委員会や利用団体などの意見を踏まえたうえで、試験的に3ヶ月

前の初日に1ヶ月分の予約受付を行うことができるかどうかについても検討していきます。

(2) 地域集会施設を更に使いやすくするために

ア 利用対象者を統一し、施設の有効利用を図ります。

区民館と地区区民館の2施設では、地域の登録団体をはじめ、区内・区外の団体でも利用できる条件になっています。一方、地域集会所は、地域の登録団体のみに利用が限られています。この地域集会所も含め、集会3施設の利用対象者を、地域登録団体への優先的取り扱いを確保しつつ、区内の団体等が利用できるよう整理し、施設の有効利用を図っていきます。なお、この取り扱いにより、地域集会所の登録団体も、他の地域集会所などが利用できるようになります。

また、地域の登録団体が本拠地以外の施設でも本拠地と同様に活動ができるよう、施設の備品なども利用状況を調査したうえで、充実に努めていきます。

更に、施設の利用状況（資料17ページ参照）を勘案し、全体の1%程度の利用がある区外の団体（資料20ページ参照）については、当面、現在区外の団体が利用できる施設に限り、利用を認めていきます。なお、その利用の申し込みは、2ヶ月前の第二業務日から受付を行います。

イ 団体登録の要件を統一します。

団体登録の要件（資料12ページ参照）は、地区区民館と地域集会所がほぼ同じである一方、区民館はこの2施設とかなり異なっています。こうした中で、現在登録団体の多くから、地域の住所要件を満たす構成員を確保することが困難であるとの理由から、「現在の地域の住所要件を緩和してほしい」との要望が寄せられています。そこで、各施設に登録している団体が、できる限り現在利用中の集会施設を引き続き利用できることおよび集会3施設の一層の有効活用が図られることを基本に、全集会3施設共通の団体登録制度とします。具体的な登録要件は、構成員が5名以上（構成員の半数以上が区内在住、在勤、在学をしていること）の自主的・継続的な活動をしている団体とします。なお、地域性を確保するため、上記「(1)のウ」でも記載したとおり、登録団体の中で、施設ごとに定める住所要件を満たす団体は、その一ヶ所の施設を活動の拠点と定める「地域登録団体」となることにより、その施設に限り他の団体に対して優先的に利用できるようにします。

この住所要件については、集会3施設の配置が地域ごとにばらつきがあること、PTA活動をする方や老人クラブ活動する方など各世代により地域社会と

関わる範囲が異なっていることなどを踏まえ、施設を中心とした半径700mの範囲内を基本とした上で、その範囲にある「小・中学校の学区」や「町会・自治会の区域」を考慮した地域実態に即した生活圏とし、その範囲内に構成員の半数以上が在住、在勤、在学をしていることとします。

なお、この見直しにより、これまでより区民館の住所要件が狭まるため、現在区民館で登録をしている団体の中で、今後、住所要件が満たせなくなる団体については、現行登録している施設一ヶ所に限り、地域登録団体として引き続き利用できるようにします。

ウ すべての集会3施設で通年で開館と施設スペースの効率的活用を目指します。

区民館は、平成20年4月から全10館で年末年始を除き通年開館をしています。地区区民館（集会施設部分）も、特別施設のある旭町南地区区民館を除き、平日夜間および土曜・日曜・祝休日の貸出管理を地区区民館運営委員会（協議会）に委ねることにより、年末年始を除き通年開館をしています。

一方、常時、地域集会所管理運営委員会に運営を委ねている地域集会所は、年末・年始以外に週1回の休館日を設けています。そこで、施設をさらに有効に活用していただけるよう、通年開館になっていない集会施設の休館日の縮小や廃止について、利用状況等も考慮しながら各管理運営委員会等と協議し、その結果を踏まえながら、例えば一度にすべての休館日を廃止するのではなく、順次休館日を減らす方法なども検討しながら、可能な施設から通年開館を進めていきます。

また、区民館学習室は、利用状況を踏まえ、学習スペースを確保しながら、地域の情報収集・発信機能を兼ねた開放スペースにするなど、施設の効率的活用が図られるよう見直しを行います。

エ 利用時間の単位を1時間単位にし、多く利用者が効率的に施設を利用できるようにしていきます。

利用時間の単位については、地区区民館のように1時間単位で貸出を行う「時間貸し」と、区民館および地域集会所のように午前・午後・夜間の3区分に分けて貸出を行う「枠貸し」に分かれています(資料11ページ参照)。地区区民館は平成14年度に施設の効率的な利用を図るため、全館で予約管理システムを導入し、「枠貸し」から「時間貸し」に移行しました。これにより、利用者の皆さんは必要な時間のみ貸出しが受けられるようになり、使用料の負担が軽減されると共に、多くの利用者が施設を効率的に利用できるようになりました。

こうしたことを踏まえ、現在は「枠貸し」を行っている区民館と地域集会所でも、1時間単位での貸出しを行い、施設のより一層の効率的活用を目指していきます。そのために、予約が確実かつ迅速に行うことができる予約管理システムを平成22年4月を目途に導入・整備していきます。

また、区民館・地域集会所で、館内清掃や担当者の交代・事務引継ぎなどのため、現在貸出しをしていない12時から13時、17時から18時の時間帯も、必要な対策を講じながら、可能な限り貸出しができるように検討を進めます。

オ インターネットを利用したの集会3施設の空き状況の公開をしていきます。

区では、平成17年2月より公民館やスポーツ施設など生涯学習施設を中心に、利用者が時間や場所を問わずインターネットなどを利用して施設の空き状況の確認や予約等ができる、「枠貸し」単位の公共施設予約システムを導入しています。

一方、地区区民館では上記「エ」のとおり、「時間貸し」単位の別システムを導入し、区職員や委託従事者が予約受付を行っています。

区民館と地域集会所も、地区区民館(集会施設部分)と利用目的が共通する地域施設であり、利用の多くが高齢者層であることも共通しています。そうしたことから、当面は施設を管理している側が受付を行うことを前提に、地区区民館の予約管理システムの特徴が区民館、地域集会所でも活かすことができ、かつ、パソコン操作が不慣れな委託従事者の方でも容易に操作できるように工夫を進めながら、平成22年4月を目途に集会3施設で統一したシステムの利用ができるよう取り組みを進めます。

また、このシステムが稼働後は、自宅等からでもインターネットを利用して集会3施設全体の空き状況や施設の場所、部屋の用途などの情報も簡便に調べられるようにしていきます。

なお、インターネットなどを利用したの予約受付は、見直し後の利用状況、利用者や管理運営団体の意見などを十分に踏まえ、今後、検討を進めていきます。

カ 3施設間で異なった水準となっている施設使用料の統一に努めていきます。

現在の施設使用料は、区民館・地区区民館と地域集会所とでは異なっています。これは、現在の使用料を算出する時点で、運営形態が違っていたため、算出基準となる管理コストが両者間で大きく異なっていたことによるものです。

しかし現在では、区民館、地区区民館とも管理委託が進み、3施設間で管理コスト面での大きな差は生じなくなってきました。そこで、今後取り組む区全

体の施設使用料見直しの中で、集会3施設の使用料を統一化する方向で検討を進めます。

(3) 地域集会施設を更に発展させるために

ア 地域の皆さんによる集会3施設の管理・運営の推進に努めていきます。

集会3施設は、地域コミュニティの醸成を重要な目的として設置されている施設であることから、その運営については地域の皆さんが中心となって担っていただくことを原則としており、すでに地域集会所は全施設、地区区民館については休日・夜間部分はほぼ全施設、平日の昼間についても現在8館が地域の皆さんにより管理運営されています。区では、残っている地区区民館と区民館全館についても、地域の皆さんが主体となった運営組織による管理・運営を目指し、地域の皆さんと協議し、準備が整ったところから順次、地域の皆さんによる管理・運営を拡大していきます。

また、集会3施設は委託従事者が1人で管理をしている場合が多く、この見直しにより他の地域の方も利用できるようになるため、防犯対策として緊急通報システムなどを導入していきます。

イ 今回の見直し結果を踏まえ、今後の施設整備等を検討していきます。

今回の見直しにより集会3施設は、より多くの区民の皆さまに、自主的活動の場としてご利用いただけるようになります。一方、時代の変化に伴い、区内の各地域では、時代のニーズに対応した施設の整備も必要となります。そこで、集会3施設が密集している地域では、大規模改修を実施する時期などに、改めて施設の利用率などを勘案し、施設の内容などを検討していきます。

また、今後の新たな地域集会所の設置については、今回の見直し後の利用率などを勘案し、慎重に検討していきます。

4 今後のスケジュール

平成21年 3月 関係条例の改正

平成21年 4月 「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画」に基づく見直しの実施
※3(2)エ・オはシステム整備後の実施

(資料編 地域にある集会3施設の現状)

- (1) 地域にある集会3施設の利用要件等一覧
- (2) 地域にある集会3施設の団体登録要件一覧
- (3) 利用者アンケート実施結果
- (4) 平成20年度区政モニターアンケート実施結果(抜粋)
- (5) 地域にある集会3施設の利用状況
- (6) 複数館へ登録している団体の状況
- (7) 区民館学習室の利用状況
- (8) 区民館、地区区民館の団体区分別予約状況
- (9) 「実施計画(案)」区民意見募集結果
- (10) 地域にある集会3施設と代替機能を果たす主な集会施設の配置図

(1) 地域にある集会3施設の利用要件等一覧

	地区区民館	地域集会所	区民館
設置目的	地域住民の相互交流 および自主的活動を 推進し、区民生活の向 上に寄与するととも に、地域における児童 および高齢者の福祉 の増進を図る	地域住民の相互交流 および自主的活動の 場を提供し、区民生活 の向上に寄与する	区民の福祉増進と文 化の向上
利用要件	登録団体・一般団体・ 区外団体	登録団体	登録団体・一般団体・ 区外団体
貸出区分	9時～21時30分 1時間単位 (1日12区分)	9時～21時30分 3区分 (午前・午後・夜間)	9時～21時30分 3区分 (午前・午後・夜間)
受付開始日	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体は3ヶ月 前の応答日から 区民が半数以上の 10名以上の団体 は2ヶ月前の応答 日から 9名以下の団体 と区外の団体は 1ヶ月前の応答 日から 	<ul style="list-style-type: none"> 2ヶ月前の月の初 日から 	<ul style="list-style-type: none"> 2ヶ月前の応答日 から
予約管理	予約管理システム	台帳管理	台帳管理
休館日 (年末・年始は 除く)	なし ただし、旭町南地区区 民館のみ毎週金曜日 休館	施設ごとに週1回休 館日	なし

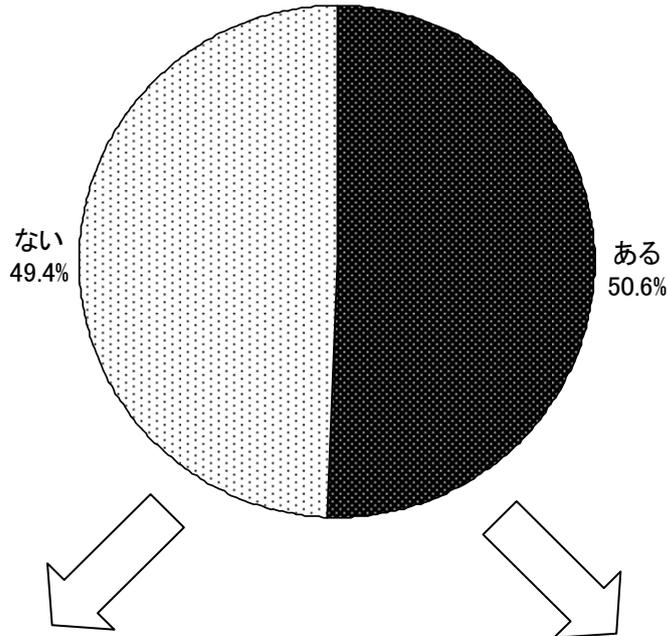
(2) 地域にある集会3施設の団体登録要件一覧

	地区区民館	地域集会所	区民館
活動内容	自主的で継続的な活動であること。	地域活動が目的であること。	継続的で計画的な地域活動が主な目的であること。
構成人数	5名以上	5名以上	10名以上
地域	地区区民館を中心として半径700m以内に5割以上の在住・在勤・在学者がいること	地域集会所を中心として半径700m以内に5割以上の在住・在勤・在学者がいること	出張所の管轄地域に7割以上の在住・在勤者がいること

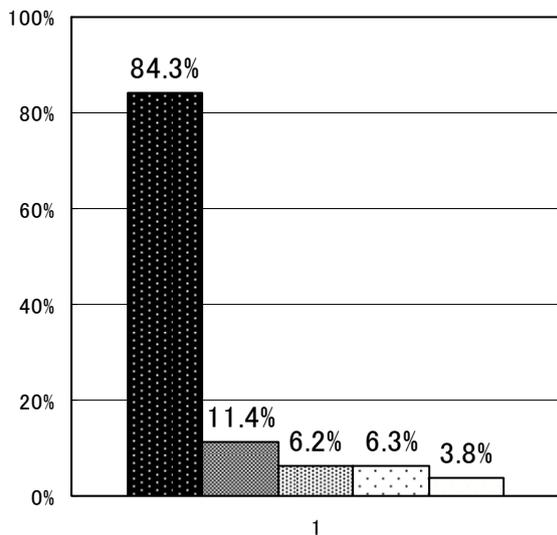
(3) 利用者アンケート実施結果 (H20年4月～5月に実施)

地区区民館	全22館	} で実施 1, 212団体より回答
地域集会所	全17館	
区民館	全10館	

他の地域集会施設を利用したことがありますか。

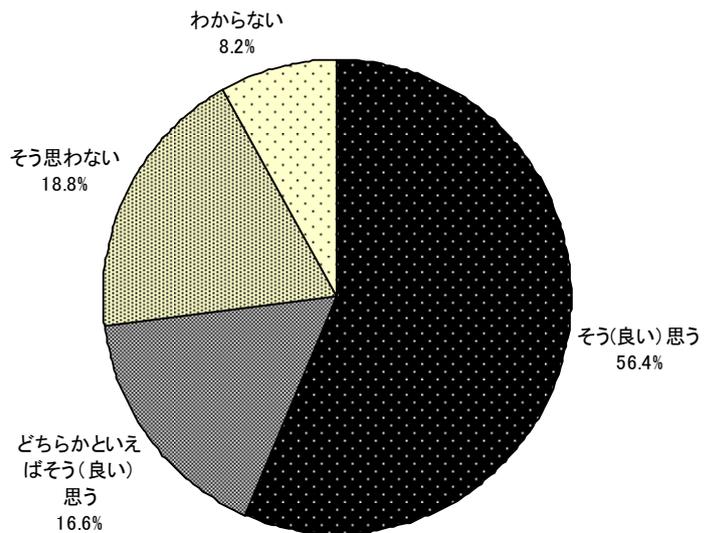


他の集会施設を利用しない理由 (複数回答)



- 現在の利用に満足
- 他の施設の場所が分からない
- 他の施設の利用方法が分からない
- 他の施設では活動できる部屋がない
- 他の施設では登録団体になれない

できる限りの点を統一することについて、どう思いますか。



(4) 平成20年度区政モニターアンケート実施結果（抜粋）

実施期間 平成20年5月7日～5月28日 回答数254件

1 地域にある集会施設の認知度は

地区区民館、地域集会所、区民館があることをご存知ですか。 (複数回答可)	地区区民館があることは知っている。	地域集会所があることは知っている。	区民館があることは知っている。	どこにあるかわからない。	無回答
回答件数	172	144	112	27	4
構成率	67.7%	56.7%	44.1%	10.6%	1.6%
いずれかの集会施設の認知の有無	87.8%			12.2%	

ほとんどの方が集会施設を認知しています。

2 集会3施設の利用経験は

集会3施設を利用したことがありますか。	利用したことがある	利用したことがない	無回答
回答件数	136	115	3
構成率	53.5%	45.3%	1.2%

約半数の方が利用をしています。

3 利用したことがある方が不便と感じることの有無と不便と感じる内容

(利用したことがあると答えた方) 集会施設を利用する際、不便と感じることは何ですか。 (複数回答可)	利用する施設の窓口でしか予約ができない	部屋の予約が取りにくい	団体登録をする際の住所要件が厳しい	休館日がある	その他	不便を感じることはない	無回答
回答件数	48	41	22	12	25	38	6
構成率	35.3%	30.1%	16.2%	8.8%	18.4%	27.9%	4.4%
不便と感じることの有無割合	67.6%					32.4%	

施設を利用された約7割が不便と感じる点を指摘しています。

4 複数施設を利用する際に不便と感じることの有無と不便と感じる内容

(2ヶ所以上利用したことがあると答えた方) 複数の施設を利用する際、不便と感じることは何ですか。 (複数回答可)	い 施設の名称が紛らわしい	違 施設ごとに利用要件が違う	違 施設ごとに予約方法が違う	う 施設ごとに使用料が違う	状況が照会できない	窓口で他の施設の空き	その他	い 不便を感じることはな
回答件数	29	23	25	14	27	6	20	
構成率	38.2%	30.3%	32.9%	18.4%	35.5%	7.9%	26.3%	
不便と感じることの有無割合	73.7%							26.3%

※2ヶ所以上利用したことがある方 76人

複数施設を利用された約7割が不便と感じる点を指摘しています。

5 見直しが必要な事項については

	そう思う	そう思う どちらかといえば	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
名称は統一したほうが良い	110 43.3%	63 24.8%	14 5.5%	37 14.6%	23 9.1%	7 2.8%
利用対象者は統一したほうが良い	99 39.0%	49 19.3%	19 7.5%	59 23.2%	21 8.3%	7 2.8%
受付開始日は統一したほうが良い	165 65.0%	41 16.1%	11 4.3%	22 8.7%	9 3.5%	6 2.4%
貸出区分は統一したほうが良い	114 44.9%	54 21.3%	12 4.7%	50 19.7%	17 6.7%	7 2.8%
休館日は廃止したほうが良い	68 26.8%	46 18.1%	19 7.5%	85 33.5%	32 12.6%	4 1.6%
団体登録の要件は統一したほうが良い	115 45.3%	57 22.4%	15 5.9%	31 12.2%	28 11.0%	8 3.1%
1ヶ所の登録で全施設利用できるようにしたほうが良い	149 58.7%	44 17.3%	11 4.3%	27 10.6%	17 6.7%	6 2.4%
空き室の状況をインターネットなどで公開したほうが良い	181 71.3%	34 13.4%	5 2.0%	15 5.9%	14 5.5%	5 2.0%

すべての項目で見直しが必要との意見が不要との意見を上回っています。

(5) 地域にある集会3施設の利用率

地区区民館区分別利用率（平成19年度）

	午前	午後	夜間	合計
豊玉北	37.6%	57.5%	10.1%	29.9%
高松	41.3%	19.0%	6.6%	20.8%
桜台	45.6%	57.6%	24.7%	38.6%
北町	32.5%	40.7%	28.1%	32.9%
早宮	45.7%	53.5%	14.9%	34.6%
下石神井	61.7%	66.9%	32.5%	50.5%
貫井	55.1%	55.3%	35.6%	48.6%
富士見台	59.4%	63.8%	16.4%	42.0%
北町第二	58.2%	62.4%	35.0%	49.4%
氷川台	67.2%	77.3%	29.7%	53.7%
大泉学園	49.0%	39.2%	14.3%	32.0%
北大泉	55.2%	67.7%	31.0%	48.6%
旭町南	59.8%	76.2%	42.8%	56.6%
東大泉	59.4%	67.0%	24.1%	49.0%
田柄	57.4%	59.8%	36.0%	49.4%
西大泉	59.7%	80.2%	38.3%	56.8%
関町北	58.4%	62.0%	38.2%	51.9%
春日町南	46.1%	50.2%	28.4%	40.1%
立野	43.3%	54.1%	21.0%	38.2%
南大泉	53.6%	66.4%	28.9%	48.1%
旭町北	37.9%	35.3%	11.7%	26.4%
光が丘	64.5%	69.6%	58.3%	63.5%
合 計	52.9%	60.0%	29.1%	45.1%

※ 上記利用率は、午前・午後・夜間の区分で捉えた利用率。

※ 利用枠（時間単位）で捉えた利用率合計は30.6%。

参考：区の人口と集会3施設の利用者数

	平成15年度	平成19年度	増△減
区の人口（4月1日現在）	675,336人	692,899人	2.6%
集会3施設の利用人数	1,462,573人	1,372,935人	△6.1%

地域集会所区分別利用率（平成19年度）

	午前	午後	夜間	合計
石神井台	37.1%	50.8%	18.6%	35.5%
上石神井	47.4%	65.4%	33.9%	48.9%
南田中	50.5%	51.7%	14.4%	38.9%
谷原	41.8%	52.8%	17.9%	37.5%
旭丘	35.4%	75.2%	55.2%	55.3%
中村	52.9%	60.8%	9.1%	40.9%
向山	46.0%	52.0%	16.4%	38.1%
土支田	58.8%	74.8%	53.2%	62.3%
大泉町	42.3%	54.9%	14.1%	37.1%
高野台	53.7%	71.2%	29.7%	51.5%
大泉学園町	54.7%	77.1%	8.1%	46.6%
三原台	44.4%	57.4%	12.9%	38.2%
北町	15.7%	47.5%	22.8%	28.7%
東大泉	76.6%	61.8%	22.5%	53.6%
小竹	77.7%	86.3%	72.8%	78.9%
石神井台みどり	52.7%	39.2%	33.6%	41.8%
関町	55.4%	68.1%	29.2%	50.9%
合 計	49.1%	60.6%	25.2%	45.0%

区民館区分別利用率（平成19年度）

	午前	午後	夜間	合計
桜台	44.5%	53.8%	50.9%	49.7%
早宮	55.8%	55.4%	63.6%	58.3%
春日町	54.0%	52.6%	41.3%	49.3%
土支田	33.0%	21.4%	13.3%	22.6%
旭町	19.3%	7.7%	3.8%	10.2%
田柄	38.6%	52.2%	26.7%	39.2%
上石神井	47.0%	55.8%	38.7%	47.2%
東大泉	54.6%	55.9%	49.2%	53.2%
南大泉	53.8%	71.0%	15.9%	46.9%
大泉北	72.6%	66.2%	43.5%	60.8%
合 計	47.2%	49.3%	35.6%	44.0%

(6) 複数館へ登録している団体の状況

平成20年4月1日現在で、地区区民館・地域集会所・区民館を各3館無作為に抽出して調査

地区区民館登録団体

	登録 団体数	近隣の地域集会所へ も登録がある団体数	近隣の区民館へも登 録がある団体数
A地区区民館	157 団体	1 団体 (0.6%)	1 団体 (0.6%)
B地区区民館	96 団体	なし (0.0%)	6 団体 (6.3%)
C地区区民館	183 団体	1 団体 (0.5%)	6 団体 (3.3%)
合 計	436 団体	2 団体 (0.5%)	13 団体 (3.0%)

地域集会所登録団体

	登録 団体数	近隣の地区区民館へ も登録がある団体数	近隣の区民館へも登 録がある団体数
D地域集会所	101 団体	2 団体 (2.0%)	7 団体 (6.9%)
E地域集会所	88 団体	なし (0.0%)	6 団体 (6.8%)
F地域集会所	101 団体	2 団体 (2.0%)	1 団体 (1.0%)
合 計	290 団体	4 団体 (1.4%)	14 団体 (4.8%)

区民館登録団体

	登録 団体数	近隣の地区区民館へ も登録がある団体数	近隣の地域集会所へ も登録がある団体数
G区民館	18 団体	3 団体 (16.7%)	7 団体 (38.9%)
H区民館	53 団体	8 団体 (15.1%)	6 団体 (11.3%)
I区民館	47 団体	7 団体 (14.9%)	なし (0.0%)
合 計	118 団体	18 団体 (15.3%)	13 団体 (11.9%)

(7) 区民館学習室の利用状況（平成19年度）

	定員 (A)	年間利用者数 (B)	1日平均 利用者数	稼働率 (B) — (A) × 開館日数
桜台	24名	1,338名	4.3名	18.1%
早宮	16名	272名	0.9名	5.5%
春日町	24名	1,043名	3.4名	14.1%
土支田	30名	185名	0.6名	2.0%
旭町	25名	63名	0.2名	0.8%
田柄	24名	357名	1.2名	4.8%
上石神井	24名	2,912名	9.5名	39.4%
東大泉	26名	453名	2.6名	9.8%
南大泉	24名	823名	2.7名	11.1%
大泉北	22名	270名	0.9名	4.0%
合 計	239名	7,716名	26.2名	11.0%

年間開館日数 308 日（ただし、東大泉は 177 日）

(8) 区民館、地区区民館の団体区分別予約状況

区民館（平成19年6月利用分）全10館合計

	登録団体		登録団体以外		合 計	
	申込件数	申込率	申込件数	申込率	申込件数	申込率
申込開始日 (2ヶ月前の応答日)	334件	43.7%	30件	3.9%	364件	47.6%
申込開始日以降 ～利用日前日	279件	36.5%	122件	15.9%	401件	52.4%
合 計 (内区外団体の利用)	613件	80.2%	152件 (11件)	19.8% (1.4%)	765件	100.0%

区民館（平成20年1月利用分）全10館合計

	登録団体		登録団体以外		合 計	
	申込件数	申込率	申込件数	申込率	申込件数	申込率
申込開始日 (2ヶ月前の応答日)	309件	47.4%	42件	6.4%	351件	53.8%
申込開始日以降 ～利用日前日	222件	34.0%	79件	12.2%	301件	46.2%
合 計 (内区外団体の利用)	531件	81.4%	121件 (4件)	18.6% (0.6%)	652件	100.0%

地区区民館（平成19年6月利用分）全22館合計

	登録団体		登録団体以外		合 計	
	申込件数	申込率	申込件数	申込率	申込件数	申込率
優先予約期間 (3ヶ月前の応答から1ヶ月間)	3,063件	63.6%	0件	0.0%	3,063件	63.6%
2ヶ月前の応答日 ～利用日前日	1,431件	29.7%	324件	6.7%	1,755件	36.4%
合 計 (内区外団体の利用)	4,494件	93.3%	324件 (25件)	6.7% (0.5%)	4,818件	100.0%

地区区民館（平成20年1月利用分）全22館合計

	登録団体		登録団体以外		合 計	
	申込件数	申込率	申込件数	申込率	申込件数	申込率
優先予約期間 (3ヶ月前の応答から1ヶ月間)	2,559件	65.6%	0件	0.0%	2,559件	65.6%
2ヶ月前の応答日 ～利用日前日	1,110件	28.4%	233件	6.0%	1,343件	34.4%
合 計 (内区外団体の利用)	3,669件	94.0%	233件 (34件)	6.0% (0.9%)	3,902件	100.0%

「実施計画（案）」区民意見募集結果

区では、「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画（案）」について、7月21日（月）から8月11日（月）までの間、区民意見反映制度（パブリックコメント）に基づいて、区民の皆さまからご意見を募集いたしました。

さらに、区内の全町会・自治会の会長（260団体）あてに「実施計画（案）」をお送りし、ご意見を募集しました。

また、区内5ヶ所の会場で「地域説明会」を開催し、区民の皆さまのご意見をいただくとともに、実際に施設の管理運営を担っていただいている地区区民館運営委員会（協議会）会長会や各地域集会所管理運営委員会会長、集会3施設に関連の深い町会連合会役員会にもご説明し、ご意見をいただきました。

このたび、お寄せいただきましたご意見・ご要望の要旨と、それに対する区の方針などをまとめましたので、お知らせいたします。

1 パブリックコメントによるご意見・ご要望

(1) ご意見・ご要望の内容別件数

区民の皆さまからお寄せいただいた、ご意見・ご要望の内容別件数は下表のとおりです。

	ご意見・ご要望	件数
1	受付方法について	5件
2	利用対象者について	1件
3	団体登録について	1件
4	貸出し時間について	1件
5	その他	2件
	計	10件

(2) ご意見・ご要望の提出方法別の人数・件数

提出方法	提出方法別件数	内容件数
ファックス	2件	3件
電話	6件	7件
計	8件	10件

2 「地域説明会」でのご意見・ご要望

	ご意見・ご要望	件数
1	名称について	2件
2	受付方法について	12件
3	団体登録について	4件
4	休館日について	1件
5	貸出し時間について	5件
6	使用料について	5件
7	地域への委託について	2件
8	今後の施設整備について	3件
9	「実施計画（案）」全体について	6件
10	その他	3件
	計	43件

3 地区区民館運営委員会（協議会）会長会、町会連合会役員会でのご意見・ご要望

	ご意見・ご要望	件数
1	受付方法について	4件
2	「実施計画（案）」全体について	2件
	計	6件

4 地域集会所管理運営委員会会長への個別説明でのご意見・ご要望

	ご意見・ご要望	件数
1	受付方法について	1件
2	利用対象者について	5件
3	貸出し時間について	6件
4	「実施計画（案）」全体について	10件
	計	22件

※「地域説明会」（参加者：88名）

- ・平成20年8月6日（水） 午後 6時～ 8時 関区民センター 8名
- ・平成20年8月7日（木） 午前10時～12時 石神井公園区民
交流センター 25名
- ・平成20年8月7日（木） 午後 6時～ 8時 勤労福祉会館 28名
- ・平成20年8月9日（土） 午前10時～12時 区役所交流会場 14名
- ・平成20年8月9日（土） 午後 2時～ 4時 光が丘区民
センター 13名

※地区区民館運営委員会（協議会）会長会（参加団体：20団体）

平成20年7月25日（金） 午前10時～11時

※町会連合会役員会（参加者：8名）

平成20年7月28日（月） 午後 1時～2時30分

※地域集会所管理運営委員会会長への個別説明（参加団体：17団体）

平成20年8月11日（月）～平成20年8月29日（金）

5 ご意見・ご要望の要旨とそれに対する区の考え方

ご意見・ご要望の要旨とそれに対する区の考え方については、次ページのとおりです。

なお、記載方法については、1「区民意見反映制度」によるご意見、2「地域説明会」で頂いたご意見、3「地区区民館運営委員会（協議会）会長会」および「町会連合会役員会」で頂いたご意見、4「地域集会所管理運営委員会会長への個別説明」で頂いたご意見の4つに分けて掲載しています。

「地域集会施設を更にわかりやすく、使いやすくするための機能統一化実施計画（案）」に対する区民の皆さまのご意見・ご要望の要旨とそれに対する区
の考え方

(区民意見反映制度分)

意見・要望等の要旨	区の考え方
1 受付方法について	
<p>(1) 施設の予約をとる際、平日の9時から5時までに窓口に行かなくてはならない。仕事をしているので、その都度窓口に行くのは困難である。登録団体は地域の住民であり、定期的に利用している団体なので、電話等で申し込みを行い、夜間や土日に窓口で利用書が受け取れるようにして欲しい。</p>	<p>現在地区区民館では、予約の際の利用者の負担を軽減するため、平日の午後限り電話での仮受付を実施しています。一方、地域集会所や区民館では委託従事者が一人で受付、鍵の貸出し、清掃等の業務を行っているため、電話での受付は行っていません。平日に来館が困難な団体の方への対応については、窓口での受付を基本としつつ、ご意見のように登録団体に限るなどの条件を整備すれば、電話等での仮受付、夜間や土日での利用書の引渡しが可能かどうかを、今後さらに検討していきます。</p>
<p>(2) インターネットで空き状況が確認できるようになるのであれば、一定の条件（地域登録団体に限るなど）をつけて、予約もできるようにして欲しい。</p>	<p>インターネットを利用しての予約については、利用者の中にはパソコンに不慣れな方も多いことや、窓口での受付がコミュニティの醸成の一助になっていること、管理を委ねている運営委員会や利用者からも慎重に検討をして欲しいとの意見が多いことから、今回の見直しでは、空き状況を公開することとし、見直し後の利用状況なども十分に踏まえながら、検討していきます。</p>
<p>(3) 各施設で様々な事情があるのは分かるが、地区区民館の中でも利用率が低い、または、団体数が少ない施設は、</p>	<p>1日で1ヶ月分の受付を行う場合、地区区民館によっては、地域登録団体が多く、お集まりいただくスペースが</p>

<p>月1回で1ヶ月分の申し込みができるのではないか。</p> <p>(4) 月に何回も申し込みだけに施設に行くのは、負担である。月1回で1ヶ月分の申し込みができるように工夫をして欲しい。</p> <p>(他に同主旨の意見1件あり)</p>	<p>確保できないことや、受付に何時間もかかってしまうなどの問題点があります。一方、地域登録団体があまり多くないため、団体が一同に会して1ヶ月分の予約ができる可能性がある館もあります。そこで区は現在、地区区民館全体の統一的取り扱いを確保する観点から、すべての館での対応が可能な応答日からの受付方法を採用しています。しかし、この見直しの「基本方針(案)」および「実施計画(案)」において、「1日で1ヶ月分の予約ができるようにして欲しい」との意見が多く寄せられていますので、今回の見直し後の地域登録団体の受付については、地域集会施設すべてで3ヶ月前の初日に1ヶ月分の予約受付ができるように条件整備を進めていきます。更に地区区民館ごとに利用状況や利用団体などの意見を踏まえたうえで、試験的に3ヶ月前の初日に1ヶ月分の予約受付を行うことができるかどうかについても検討していきます。</p>
<p>2 利用対象者について</p>	
<p>(1) 地域の住民が使いたい時に、簡単に使えるようにして欲しい。</p>	<p>今回の見直しにより、区内の団体は、事前に申し込みをしていれば、すべての地域集会施設を利用できるようになります。</p>
<p>3 団体登録について</p>	
<p>(1) 区民館を高齢者団体として定期的に利用している。登録団体ではないが、安く利用ができています。今後も、いまままでどおり利用できるようにして欲しい。</p>	<p>使用料の減額については、区全体の統一的基準に基づいていますので、今回の見直しで変更になることはありません。</p>

4 貸出し時間について	
(1) 地域集会所を午後・夜間で借りている。午後5時から6時までの時間が利用できない。利用できるようにしてほしい。	地域集会所の貸出し区分は、午前・午後・夜間の3区分に分かれており、その貸出し区分に対応した管理・運営を管理運営委員会が行っています。午後5時～6時の時間帯については、館内清掃や担当者に入れ替え・事務引き継ぎなどを行っており、貸出しをしていますが、こうした点も考慮しながら、可能な限り貸出しができるように検討を進めます。
5 その他	
(1) ダンスの団体で地区区民館を利用している。他の地域集会施設を利用できるようになっても、姿見や音響機器など、活動するために必要な設備や備品が無いと利用できないので、設備等も充実してほしい。	個々の利用団体のご要望に対してすべての施設で漏れなく対応することは困難ですが、利用の状況等を調査し、設備等の充実に努めていきます。
(2) 女性センターで合唱のサークル活動をしている。女性センターの予約が取れない時に、ピアノがある施設を探す時がある。今後、施設の空き状況の公開に合わせて、施設の場所や部屋の広さ、ピアノの有無などの情報も同時にわかるようにしてほしい。	今回の見直し後、インターネットを利用した施設の空き状況をお調べいただきました際に、ご指摘の情報が簡便にお伝えできるよう工夫をしていきます。

(地域説明会分)

意見・要望等の要旨	区の考え方
1 名称について	
(1) 区民館を地域集会所に変更する際、個別名がいっしょになる場所がある。混乱を招かないよう、統一すべきだ。	個別施設名の名称については、施設の地理的要素を基本に、施設の場所がわかりやすい名称にしていきます。
(2) 区民館は固いイメージがあった。名称を変更する際は、コミュニティなどの英語ではなく、日本語にして欲しい。	「計画(案)」でお示ししたとおり、区民館は地域集会所に変更していきます。
2 受付方法について	
(1) 地区区民館を毎週一回利用している。予約開始日が3ヶ月前の応答日なので、毎週予約に行かなければならない。月に1度で1ヶ月分の予約ができるようにして欲しい。 (他に同主旨の意見1件あり)	「計画(案)」でもお示ししたとおり、すべての地域集会施設の予約を月1回で1ヶ月分できるようにするには、施設ごとに様々な課題があるため、直ちに実施することができません。ただし、区民の皆さまから同様の要望が多く寄せられていることから、今回の見直し後の地域登録団体の受付については、地域集会施設すべてで3ヶ月前の初日に1ヶ月分の予約受付ができるように条件整備を進めていきます。更に地区区民館ごとに利用状況や利用団体などの意見を踏まえたうえで、試験的に3ヶ月前の初日に1ヶ月分の予約受付を行うことができるかどうかについても検討していきます。
(2) 地域集会所を利用しているが、地域で登録している団体は、窓口に行かなくても、電話で予約ができるようにして欲しい。	地域集会施設を利用する場合、現在は事前に来館をしていただき、お申し込みと利用書のお受け取りが必要になります。更に窓口の受付を基本としたうえで、地域登録団体に限るなどの条件を整備すれば、電話等での受付が可

<p>(3) 現在地区区民館では、3ヶ月前は4回までしか予約ができないルールになっている。週1回活動しているのも月5回利用したい月もあり、その5回目の予約ができるようになる日が非常に分かりづらかった。「計画(案)」では月5回まで予約ができるようになっている。是非、実現して欲しい。</p> <p>(他に同主旨の意見3件あり)</p>	<p>能かどうかを今後検討していきます。</p> <p>地区区民館を利用されている多く団体の方から、3ヶ月前の5回目の予約日がわかりづらいとの声を多くいただいておりますので、今回、見直しにより、わかりやすくしていきます。</p>
<p>(4) 地域集会所では、毎月受付の順番を決める抽選会を行っているが、「計画(案)」のように、1つの団体が月5回まで予約ができるようになると、受付の順番が悪い団体は、全く予約ができなくなるのではないかと懸念されている。</p> <p>(他に同主旨の意見1件あり)</p>	<p>地域集会所や区民館では、今回の見直しにより、貸出し時間の単位を「枠貸し」から「時間貸し」に移行し、実際に必要な時間をお使いいただくこととなります。これにより、今まで活動枠が重複し、どちらか一方の団体しか利用できなかった利用枠を、各団体が活動時間の工夫をすることにより、両方の団体にお使いいただける可能性が増え、より多くの団体の利用が可能となることを期待できます。</p>
<p>(5) 地域集会所の受付方法について、毎月1回決められた日に行かなくてはならない。もっと簡素化して欲しい。</p>	<p>地域集会所の受付については、2ヶ月前の月の予約を2ヶ月前の月の初日から受付をしています。2ヶ月前の初日に利用されている団体の皆さまにお集まりいただくことにより、公平・公正な受付を確認していただけるとともに、地域の連絡事項の伝達や、団体間同士での日程調整などを行うこともできています。受付方法の簡素化については、全区的施設が行っているインターネットを利用した受付方法もありますが、地域集会施設では、利用者の多くが施設周辺にお住まいであり容易に来館していただくことができること</p>

	や、利用者の中にはパソコンに不慣れな方が多いことを踏まえ、当面窓口での受付を行っていく予定です。
(6) 地域登録団体以外の団体の受付開始日である2ヶ月前の第二業務日とはいつになるのか。	基本的には2ヶ月前の2日が第二業務日です。なお、1日が、金曜・土曜・日曜日・休日の場合は、2番目の平日となります。
(7) 町会の会議で地域集会施設を利用している。会議にはできるだけ多くの方に参加してもらいたいと思っているが、皆さんが集まり易い日や時間帯の予約が取れない場合がある。また、どうしても日を限定して開催しなければならぬ時もある。町会・自治会の会議は優先的に予約をさせて欲しい。	施設ごとに定める地域の住所要件を満たした団体は、地域登録団体として他の団体に対して優先的に受付ができるようにします。なお、地域登録団体の枠内で、団体の性質に応じて優先枠を設けることは、様々な団体活動の公平性を確保する必要があることから、行う予定はありません。早めに日程を決めていただき、ご予約いただきますようお願いいたします。
3 団体登録について	
(1) 地域登録団体の住所要件について、現在、施設を中心に半径700mの範囲となっている。施設の個名と同じ町内に住んでいるにも関わらず住所要件から外れており、団体登録ができない。住所要件については、柔軟に対応して欲しい。	住所要件については、施設を中心に半径700mの範囲内を基本とした上で、その範囲にある学区域や町会・自治会の区域を考慮した地域実態に即した生活圏とし、現在よりも広い範囲の住所要件にします。また、施設の立地条件や密集度合いなども踏まえたうえで、柔軟な対応をしていきます。
(2) 「計画(案)」の最終ページの地域にある集会施設の配置図では、半径700mに入らない場所がある。その地域はどうするのか。	施設を中心として半径700mに入らない地域については、学区域や町会・自治会の区域も考慮しながら、施設の住所要件を定め、区内のどの地域にお住まいであっても地域登録団体として登録できる地域集会施設があるように整理していきます。
(3) 通常は、学校の教室開放を利用してサークル活動を行っており、そこが	サークルとしての活動が自主的・継続的な活動であり、構成員が5名以上、

<p>利用できない時に地域集会施設を借りたいと思っている。その場合、登録団体になることができるか。</p>	<p>半数が区内在住・在勤・在学者であれば、登録団体になることができます。</p> <p>また、構成員の住所が、施設の住所要件を満たすことができれば、その施設の地域登録団体になることはできません。</p>
<p>(4) 地域登録団体は、他の団体に優先して予約ができるのはいいが、サークル名を変えた重複登録や他人の名前を借りて登録する団体がある。不正ができない制度にして欲しい。</p>	<p>ご指摘のような不適正な利用が行われないよう、対応策を検討していきます。</p>
<p>4 休館日について</p>	
<p>(1) 利用率が高い地域集会所の休館日について、月に何回かを開館して欲しい。</p>	<p>地域集会所の休館日については、施設の管理・運営を委ねている管理運営委員会と協議し、協議が整った施設から、開館日の拡大をしていきます。</p>
<p>5 貸出し時間について</p>	
<p>(1) 地域集会所を長年利用して、サークル活動をしている。利用したい場所と時間が重なる団体がいるが、私たちのサークルは午後1時～2時30分が活動時間になっており、その団体は午後3時～5時が活動時間になっている。今の貸出し区分では、午後の区分をどちらか一方の団体しか使えないことになっているため、部屋が空いているにも関わらず利用ができない。空いている時は、貸出しができるようにして欲しい。</p>	<p>予約を確実にかつ迅速に管理するための予約管理システムを地域集会所へ導入し、貸出し区分を1時間単位でできるようにしていきます。これにより、各団体が必要な時間のみをご予約いただけるようになり、ご指摘のケースでは、両方の団体が施設を利用できるようになります。</p>
<p>(2) 地域集会所は高齢者の利用が多い施設である。高齢者の団体は、準備にも後片付けにも時間がかかる。現在のように「午前」「午後」「夜間」の利用であれば、次の利用まで間隔が開いているため、多少の融通も利くが、時間</p>	<p>区は、1時間単位で貸出しを行うことにより、利用者は必要な時間だけ利用できるようになり、より多くの利用者に施設を利用していただけるようになるかと考えています。また、使用料についても利用者の負担軽減になりま</p>

<p>貸しにすると、空きの時間がないため、慌てて怪我をしたり、次の利用者に迷惑がかかったりするのではないか。</p>	<p>す。1時間単位への移行にあたっては、高齢者団体の利用の際、ご指摘のような問題が起こらないよう、きめ細やかな対応をしていきます。</p>
<p>(3) 地域集会所の管理人は高齢者が多いので、時間貸しになると受付事務が煩雑になり、対応できなくなるのではないか。</p>	<p>時間貸しに移行するため、必要な予約管理システムの導入を図ります。そのシステムは、管理人が操作をしていただくこととなりますので、簡単かつ迅速に操作できるように工夫をするとともに、研修やマニュアル整備など十分な対応をしていきます。</p>
<p>(4) 地区区民館で従事をしているが、利用者から30分単位での貸出を望む声がある。</p>	<p>今回の見直しでは、地域集会所・区民館の貸出区分が「午前」「午後」「夜間」の3区分であるため、更に効率的な施設の運営を目指して、1時間単位で行えるようにしていきたいと考えています。</p> <p>30分単位での利用については、区立施設全体を通じた研究課題とさせていただきます。</p>
<p>(5) 地区区民館を利用している。貸出し単位を30分にしてもらえると、使用料も安くなり、会費も安くできる。</p>	
<p>6 使用料について</p>	
<p>(1) 地区区民館の使用料を地域集会所と同程度まで安くして欲しい。 (他に同主旨の意見1件あり)</p>	<p>現在の使用料は、平成14年に管理コストを基準に区立施設全体の統一的に定めたものです。その後、地区区民館でも地域集会所と同様に地域への管理委託が進んでおり、管理コストが減少しているため、そのことを踏まえて、現在取り組んでいる区全体の使用料の見直しの中で、集会3施設の使用料が可能な限り統一できるように努めていきます。</p>
<p>(2) 老人クラブの活動など、高齢者が利用する際の使用料を安くして欲しい。</p>	<p>使用料の減額・免除については、区全体の使用料の見直しの中で合わせて対応していきます。なお、現在の使用料についても、「受益者負担」の原則と</p>

	区全体の「基準の統一化」を目的に、区民の皆さまや区議会の意見をいただき、平成 14 年に見直しを行ったもので、区全体の統一的な基準に基づくものです。ご理解を賜りますようお願いいたします。
(3) 夜間の利用率が低い。高齢者は使用料の減額があるが、夜間の利用は少ない。夜間の使用料を安くすれば、学生や若い人が小遣いなどで、気軽に利用できるようになり、利用率の向上が望めるのではないか。	使用料および使用料の減免については、全庁的な見直しの中で検討をしていきます。また、現在の区民館と地区区民館の使用料は地域集会所と比較して高く設定されているため、今回の行う全庁的な使用料の見直しで、地域集会施設の使用料が可能な限り統一できるよう努めていきます。
(4) 地区区民館を利用しているが、土曜・日曜・夜間でも現金で使用料を払えるようにして欲しい。または、使用料を支払うための回数券を券売機や近くのコンビニなどで購入できるようにして欲しい。	土曜・日曜・夜間の管理については、運営委員会（協議会）に委ねているため、現金の取り扱いに関しては慎重な意見があります。今後ご指摘のケースに対するニーズ調査を進め、運営委員会（協議会）との協議や、ご提案の券売機やコンビニ販売などを導入した場合の費用対効果も考慮しながら、対応を検討していきます。
7 地域への委託について	
(1) 地区区民館や地域集会所の管理・運営を委託している運営委員会・管理運営委員会とは、どのような組織なのか。	運営委員会は、施設の円滑な管理・運営を行うため、地域の町会・自治会、青少年地区委員会、青少年委員会、保護司会、民生・児童委員会、商店会などから選任された方で構成されています。
(2) 地域への委託が進んでいるが、窓口の従事者の対応、施設の維持管理には十分留意して欲しい。	利用される方が気持ちよく、安全にご利用いただけるように、区と運営委員会と協力して、運営を行っていきます。

8 今後の施設整備について	
<p>(1) 町会の会議で地域集会所を利用している。最も近いところは区民館であるが、予約が取りづらいことや使用料が高いため、やむを得ず地域集会所を利用している。結果として会議の場所が遠いため、人が集まらない。地域集会施設の利用率が低いのは、立地条件も関係する。利用しやすい場所であれば、利用率は向上するのではないか。今後の施設整備については、積極的に検討をして欲しい。</p>	<p>地域集会施設は、どの地域にお住まいであっても、歩いて15分程度の場所に概ね設置されています。また、地域集会施設の利用率の平均は45%程度しかありません。そこで、今回見直しを行い、全地域集会施設の利用方法を統一し、どこの地域集会施設でも、利用ができるようにします。更に、貸出し時間を時間単位にすることや、空き状況を公開することにより、地域集会施設の利用実態も変化をしていくのではないかと考えています。</p> <p>今後の施設整備については、見直し後の利用状況などを踏まえて、慎重に検討していきます。</p>
<p>(2) 光が丘地区区民館は利用率が高い。これは団地が多くある地域性が現れた数字であると思う。団地に住んでいる人は、自宅で集会をすることが困難であるため、地区区民館を利用している。今後も需要が多い地域については、地域集会施設を増やして欲しい。</p>	<p>光が丘地区区民館は、地域的な特性や立地条件など、様々な要因で利用が多い施設であることは、認識をしています。集会施設の整備については、今回の見直し後の利用状況などを踏まえて、慎重に検討をしていきます。</p>
<p>(3) この見直しにより地域集会施設が49施設になるが、区として施設の数に十分と考えているか。</p>	<p>平成15年度と平成19年度を比較して、区の人口は増えていますが、地域集会施設全体の利用人数は減少しています。また、利用率が高い施設があれば、低い施設もあります。そうした中で、より多くの皆さまに施設を有効的に利用していただくため、空いている施設があれば地域以外の方でも、利用できるように今回見直しをしていきます。更にその後の各施設の利用状況などを踏まえ、施設の整備が必要かどうかを検討していきます。</p>

9 「実施計画（案）」全体について	
<p>(1) 利用率が低い施設は、将来的に廃止されることがないように、もっと宣伝し、また、地域の人もいっしょになって、施設を利用してもらおうように努力をしなければならない。今回見直しを行い、より利用しやすい施設にすることは大賛成である。</p>	<p>今回の見直しにより、利用方法などを統一し、分かりやすく、使いやすい地域集会施設とするとともに、インターネットを通じて空き状況を公開することにより、空いている施設を有効的に利用できるようにします。</p> <p>また、利用率の向上については、運営委員会などと協力して、周知・宣伝活動に努めていきます。</p>
<p>(2) 今回は地域集会施設の機能を統一するだけになっているが、将来的には区立施設全体がわかりやすく、使いやすい施設になるように引き続き努力をして欲しい。</p> <p style="text-align: center;">(他に同主旨の意見 1 件あり)</p>	<p>区立施設の設置にはそれぞれ目的があり、その目的を達成するための事業を行い、また、目的に沿った施設規模、利用方法、登録団体の要件などを設けています。そのため、区立施設の集会機能を直ちに整理できるものではありませんが、区全体として取り組む課題として認識し、今後も対応していきます。</p> <p>なお、今回の見直しは、地域の方の集会利用を第一目的に設置された施設である区民館、地区区民館、地域集会所の 49 施設について、今年度より地域振興課がすべてを所管することになったのを機に、異なっていた利用方法などを可能な限り統一し、わかりやすく、使いやすくして、より多くの方に利用していただける施設とするために行っています。</p>
<p>(3) 利用率の低い施設は、原因を把握し、運営委員会等と協議をして対策を講じたほうがよい。</p>	<p>今回の見直し後、運営委員会等と十分に意見交換を行いながら、引き続き利用率の向上には努めていきます。</p>
<p>(4) 今回の見直しに伴い利用率が高い施設と低い施設の地域性や施設の運営の仕方など、実態調査をしたか。</p>	<p>今回の見直しは、地域にある区民館、地区区民館、地域集会所の利用方法が異なっているため、区民の皆さまや利</p>

<p>また、登録団体は増やし、利用率の向上を図るのか。具体的な利用率を上げるための方策はあるのか。</p>	<p>用されている団体に、「利用方法などで不便を感じたことがあるか」や「統一をしたほうがよいか」等について意見を伺いました。その結果、「不便を感じたことがある」と「統一したほうが良い」という回答を多くいただきました。そこで、利用方法などの統一を行い、更にわかりやすく、使いやすい地域集会施設を目指すため、今回の見直しを行うこととしたものです。今回の見直しでは、今までは利用できなかった、または、利用方法がわからなかった地域外の施設についても、利用方法を統一し、利用しやすいように条件を整備するため、より一層の施設の有効利用を図れるものと考えています。</p>
<p>(5) 実施計画策定後は、施設ごとに変更する点、変更後の利用方法などをわかりやすく示して欲しい。また、利用者へ丁寧に説明をして欲しい。</p>	<p>実施計画策定後には、施設ごとに利用者にお集まりいただき、利用方法などの説明をしていきます。また、わかりやすいリーフレットなども作成・配布していきます。</p>
<p>10 その他</p>	
<p>(1) 今回の地域説明会のように、今後も定期的に利用者の意見を聞く機会を設けて欲しい。</p>	<p>地区区民館、地域集会所では年に数回、利用者懇談会を開催し、利用者の皆さまの意見を伺い、施設運営の参考にしています。また、その場では言いづらい意見や地域集会施設全般に関わる意見は、担当係でお伺いします。</p>
<p>(2) 公共施設予約システムを利用して予約管理を行っている施設は、当初申し込みをした方のキャンセル率が高いのではないかと。</p>	<p>現在の制度では、予約をして利用日前までにキャンセルをした場合、キャンセル料がかかりません。また、公共施設予約システムを利用している施設に登録した団体は、このシステムを用いて予約管理をしている他の施設も予約ができるため、複数の施設を重複し</p>

	<p>て申し込み、利用日直前になって、どちらか一方をキャンセルしている可能性があります。</p> <p>こうした問題は区としても認識しており、現在こうした課題への対応について、検討をしています。</p>
<p>(3) 地域集会施設も災害時の避難拠点として、食料や布団などの備蓄をして欲しい。</p>	<p>現在の区の防災計画では、小中学校を避難拠点として定め、避難拠点として必要な食料や毛布、通信機器などを配備しています。また、避難拠点の運営には、学校ごとに区職員と地域の皆さままで組織する避難拠点運営連絡会を設けています。そのため、一次的な避難場所としては、指定された学校へ避難をしていただくようお願いをしています。その後、状況に応じて地域集会施設などを避難施設として臨時的に開設をしていく可能性はあります。その際は、必要な物資を災害対策本部と連絡を取りながら揃えることとなります。いただきました意見につきましては、担当課へ申し伝え、今後、防災計画の見直しの際に、検討をさせていただきます。</p>

(地区区民館運営委員会会長会・町会連合会役員会分)

意見・要望等の要旨	区の考え方
1 受付方法について	
<p>(1) 今回の見直しでも、地区区民館の地域登録団体の受付開始日が3ヶ月応答日のままである。応答日では、月に何回も来館してもらわなくてはならない。月1回の申し込みで済むようにならないか。また、インターネット予約と併用など、新たな対応ができないか。</p>	<p>インターネットを利用した予約受付には、多くの利用者がパソコンに不慣れであるため、利用者への影響が大きいことや、窓口でコミュニケーションをとりながら受付することにより、団体同士が利用を調整して両団体が利用できるようになってきている部分が機能しなくなるなど、様々な課題があります。また、3ヶ月先の予約を月1回で済ませるためには、全団体にお集まりいただき、抽選をして受付をすることになり、長時間受付に時間を要することが予想されるため、お客様への負担が増えることとなります。月1回で済ませるためには、受付方法に更なる工夫が必要だと考えています。</p>
<p>(2) 地域の集会施設なのだから、窓口に来て、予約をしていただきたい。インターネット予約は、地域外の方の利用を喚起し、地域の方の利用にも影響がでるのではないか。</p>	<p>今回の見直しでは、インターネットを通じての予約受付は行いません。ただ、地域の団体が利用しない部屋について、空き状況を公開して、他の地域の方にも利用していただき、施設を有効活用していくものです。他の地域の方が利用する際も、受付は事前に利用する施設の窓口で行っていただきます。また、初めて利用する団体については、区が責任を持って利用目的や内容などを伺いながら、受付を行います。</p>
<p>(3) 夜間や土曜・日曜は地域で管理・運営を行っている施設であるため、不測の事態への対応には限界がある。地域外の利用者は、事前に来館し、よく打ち合わせをしてから利用していただきたい。</p>	<p>今回の見直しでは、インターネットを通じての予約受付は行いません。ただ、地域の団体が利用しない部屋について、空き状況を公開して、他の地域の方にも利用していただき、施設を有効活用していくものです。他の地域の方が利用する際も、受付は事前に利用する施設の窓口で行っていただきます。また、初めて利用する団体については、区が責任を持って利用目的や内容などを伺いながら、受付を行います。</p>
<p>(4) 地域の団体は顔も分かるし、何を行っているのかも良くわかる。初めて利用する団体の判断は運営委員会ではできない。</p>	<p>今回の見直しでは、インターネットを通じての予約受付は行いません。ただ、地域の団体が利用しない部屋について、空き状況を公開して、他の地域の方にも利用していただき、施設を有効活用していくものです。他の地域の方が利用する際も、受付は事前に利用する施設の窓口で行っていただきます。また、初めて利用する団体については、区が責任を持って利用目的や内容などを伺いながら、受付を行います。</p>

2 「実施計画（案）」全体について	
<p>(1) 今回の見直しには賛成である。様々な意見はあるが、一定の方向を示して進行し、その中で課題がでてくれば、また、考えればよい。インターネットの活用も時代の流れである。今回は、当面空き状況の公開に留まるようだが、将来的には様々な条件を整備され、予約までできるような方向で検討がされるものだと考えている。今後、新たな課題が生じた場合でも、前向きに進行して欲しい。</p>	<p>ご理解をいただきましてありがとうございます。今回の見直しは、地域集会施設の利用方法などできる限り統一し、地域の方の利用を優先しながらも、空いている施設については、他の地域の方など、より多くの方にご活用いただくことにより、これら施設が更に発展をしていくための、第一歩だと考えています。今回は施設の空き状況をインターネットで公開していくものです。その後、利用状況や利用者の意見、運営委員会からの意見を聞きながら、インターネットを利用した予約のシステムなどを検討していく予定です。</p>
<p>(2) 実施計画を策定後、利用者への説明を丁寧に行って欲しい。</p>	<p>実施計画の策定後は、それに基づいたわかりやすいリーフレットなどを作成し、利用者への配布・周知を図るとともに、利用者懇談会などを通じて説明をしていきます。</p>

(地域集会所管理運営委員会会長への個別説明分)

意見・要望等の要旨	区の考え方
1 受付方法について	
(1) 受付開始日が3ヶ月前では早すぎる。	<p>現在の受付開始日は2ヶ月前の初日からですので、それと比較して1ヶ月早く受付を開始することとなります。これは、今回の見直しで、登録団体が登録をしている施設以外の施設でも、空いていれば利用できるようになるため、地域の登録団体を優先して受付できる期間を新たに設けたものです。</p> <p>利用団体への周知を徹底していきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
2 利用対象者について	
(1) 登録団体以外の団体も利用できるようになる。誰が利用の許可をするのか。	<p>登録団体以外の団体の利用については、区が利用の承認・不承認の判断をします。</p>
(2) 地域以外の方でも広く利用されることになる。地域性が失われる。 (他に同主旨の意見1件あり)	<p>見直し後も地域の登録団体が優先的に利用でき、3ヶ月前の初日に行う優先受付の実務上の方法についても、施設ごとに、管理運営委員会にらせていきますので、施設利用の基本的な地域性は確保できるものと考えています。</p> <p>地域以外の方への利用の拡大は、区民の財産である貴重な施設を各地域の方が相互に活用しあうというものであります。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
(3) 他の施設でも利用している団体から、他の施設と比較され、運営委員会では対応できない要望が出てきた場合、現場が混乱する。	<p>施設の構造上の課題や備品の整備については、区が責任をもって対処します。その他の管理・運営上の個々のルールや課題については、区の担当係に</p>

	ご相談ください。
(4) 誰でも利用できるようになると、不審者も出入りするようになる可能性がある。通常は管理人が1人で窓口対応をしているので心配。	防犯については、緊急通報システムなど導入し、安全対策を講じていきます。
3 貸出し時間について	
(1) 午前・午後・夜間の3区分のほうが高齢者には理解しやすい。 (他に同主旨の意見1件あり)	時間貸しへの移行は、22年4月を目指して行う予定です。その間に利用者への周知・徹底を図っていきます。
(2) 1時間単位での貸し出しについては、現場の管理人が1人で対応することになる。高齢であり、実施が困難ではないか。	時間貸しを実施する際には、予約を確実にかつ迅速に行うための予約管理システムを導入します。そのシステムは、パソコンに不慣れな方でも操作ができるように工夫をしていきます。また、研修を十分に行い、マニュアルの整備やフォロー体制の構築にも努めていきます。
(3) 予約管理システムを管理人が操作できるか不安である。 (他に同主旨の意見2件あり)	
4 「実施計画(案)」全体について	
(1) 高齢の利用者が多い。高齢者に配慮した仕組みを作って欲しい。 (他に同主旨の意見1件あり)	地域集会施設を更に多くの皆さまに有効活用していただくために、一定の条件を統一し、分かりやすく、使いやすくする必要があります。今回の見直しは、高齢者の利用が多いことは認識したうえで、検討をしてきました。見直しにより変更する事項については、今後、利用者へのきめ細かい説明を行っていきたいと考えています。
(2) 地域集会所を利用している登録団体の利用は何かどのように変わるのか。	現在地域集会所に登録をしている団体は、引き続き地域集会所を活動の本拠地として利用するのであれば、受付開始日が2ヶ月前の初日から3ヶ月前の初日に変更になります。 また、22年度からは利用時間が1時間単位になります。
(3) 「計画(案)」は了解した。実際に	実施計画の策定後は、それに基づい

<p>取り組む段階で、利用者および管理人に対しての、きめ細かい対応が必要である。</p> <p>(他に同主旨の意見5件あり)</p>	<p>たわかりやすいリーフレットなどを作成し、利用者への配布・周知を図るとともに、利用者懇談会などを通じて説明をしていきます。また、予約管理システムの導入に伴う管理人への操作説明も、研修やフォロー体制の構築などに努め、混乱なく見直しをしていきたいと考えています。</p>
<p>(4) 地域外の登録団体の受付や時間貸し、予約管理システムの導入など、今回の見直し後は、地域集会所の管理人の負担が増える。いままでと同じ賃金ではいけないのではないか。</p>	<p>見直し後の負担増に伴う条件整備については、実態に即した方向で検討すべきと考えています。</p>

地域にある集会3施設と代替機能を果たす主な集会施設の配置図

半径=700m

館名

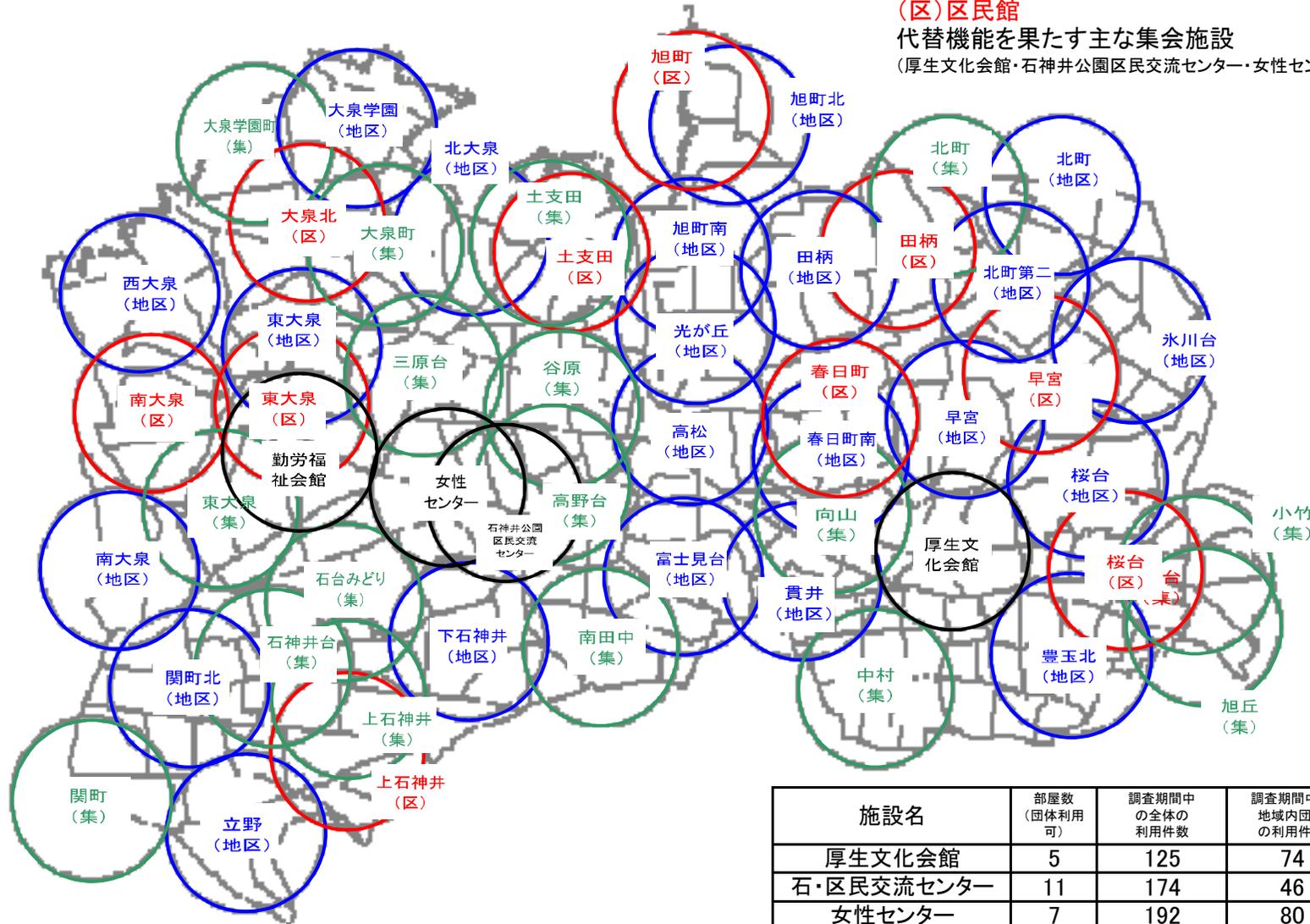
(地区)地区区民館

(集)地域集会所

(区)区民館

代替機能を果たす主な集会施設

(厚生文化会館・石神井公園区民交流センター・女性センター・勤労福祉会館)



施設名	部屋数 (団体利用可)	調査期間中の 全体の 利用件数	調査期間中の 地域内団体の 利用件数	全利用に対して 地域内団体が 占める割合
厚生文化会館	5	125	74	59.2%
石・区民交流センター	11	174	46	26.4%
女性センター	7	192	80	41.7%
勤労福祉会館	9	129	35	27.1%

※地域内団体：施設を中心におおむね半径700m以内に代表者の住所がある団体 調査：平成20年3月実施